

議案第19号

志摩市監査委員条例及び志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

志摩市監査委員条例及び志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市監査委員条例及び志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(志摩市監査委員条例の一部改正)

第1条 志摩市監査委員条例(平成16年志摩市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

(志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。